

○芝山町建設工事等に係る制限付一般競争入札実施要領

平成30年3月30日

告示第37号

(趣旨)

第1条 この要領は、芝山町が発注する工事若しくは製造の請負、物品若しくは不動産の購入若しくは借入れ、役務の提供又は調査、測量、設計その他業務委託(以下「工事等」という。)に係る制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 制限付一般競争入札の対象とする事業(以下「入札案件」という。)は、次のとおりとする。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条に規定する指名競争入札若しくは施行令第167条の2に規定する随意契約とするとき、又は町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 設計金額が1億5千万円以上の工事
- (2) 設計金額が150万円を超える財産の買入れ
- (3) 設計金額が80万円を超える物件の借入れ

(入札参加資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 芝山町入札参加資格者名簿に工事等に対応する工種又は業種(以下「発注工種等」という。)で記載されていること。
- (2) 工事にあつては、当該工事を管理し得る主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、主任技術者又は監理技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的に雇用関係を有する者でなければならない。
- (3) 工事にあつては、当該工事に係る入札日において、当該工事場所から最近部が100メートル以内の地域で、町が発注した同一工種の工事の請負者、落札者又は落札候補者となっていないこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、工事等に応じて次に掲げる資格要件を設定することができる。

- (1) 営業所の区分(本店又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定により許可を受けた支店等の別をいう。)及びその所在地に関すること。
- (2) 発注工種等に係る町の格付等級に関すること。
- (3) 発注工種等の総合評定値に関すること。
- (4) 発注工種等の年平均完成工事高に関すること。
- (5) 同種工事の施工実績又は同種業務の履行実績に関すること。

- (6) その他工事等を施工し、又は履行するために必要と認められること。
- 3 施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。
- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は発注工事の入札日前6箇月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者
  - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立てをした者で、当該申立てに係る決定がされていない者
  - (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立てをした者で、当該申立てに係る決定がされていない者
  - (4) 工事等に係る公告日から入札日までの期間内で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準又は芝山町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている日がある者
  - (5) 工事等に係る公告日から入札日までの期間内で、千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名停止(除外)措置、千葉県の定める物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置、芝山町建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置又は建設業法に基づく発注工種ごとに設定される営業停止処分(処分内容に該当する場合に限る。)を受けている日がある者

(入札参加業者審査会)

第4条 町長は、前条第2項の資格要件を定めるときには、あらかじめ芝山町入札参加業者審査会に諮り、意見を聴いた上で決定するものとする。ただし、財産の買入れ又は物件の借入れに係る入札案件については、町長は、審査会の審査を省略して同条第2項の資格要件を決定することができるものとする。

(共通事項の公告)

第5条 町長は、制限付一般競争入札を実施しようとするときは、工事等に共通する資格要件、入札参加手続及び入札要領等(以下「共通事項」という。)について、あらかじめ公告するものとする。

2 前項の規定は、共通事項の内容を変更する場合において準用する。

(入札公告)

第6条 町長は、第4条の規定により工事等に係る資格要件が決定したときは、速やかに入札に関する事項(共通事項を除く。)の公告(以下「入札公告」という。)をするものとする。

2 入札公告は、別記第1号様式の公告文書を芝山町公告式条例(昭和30年芝山町条例第1号)別表に定める掲示場に掲示し、及び電子入札システムに掲載し

て行うものとする。

- 3 町長は、入札公告の周知につき、他に適当な方法がある場合は、それを併用することができるものとする。

(現場説明並びに現場説明書、入札説明書及び設計図書等の縦覧)

第7条 工事等の現場説明書又は入札説明書は、財政課において縦覧に供し、入札公告と併せて電子入札システムに掲載するものとする。

- 2 現場説明会は、原則として行わない。ただし、町長が必要があると認めるときは、入札案件の内容等に関する説明会を開催することができる。

- 3 工事等の図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、公告後速やかに、財政課において縦覧に供し、又は町ホームページ若しくは電子入札システムに掲載するものとする。

(設計図書等に対する質疑)

第8条 入札参加者は、当該設計図書等の内容に疑義があるときは、現場説明書又は入札説明書に記載した期限までに財政課長に書面(以下「質問書」という。)をもって説明を求めることができる。

- 2 財政課長は、前項の規定により質問書の提出があったときは、現場説明書又は入札説明書に記載した期日までに当該入札参加者に対し回答するものとする。ただし、当該回答が見積りに影響するものである場合は、電子入札システムに回答書に掲載するものとする。

(入札の執行)

第9条 財政課長は、入札公告に定める日時及び場所において入札を執行するものとする。

- 2 入札参加者が1者である場合であって、入札の競争性、公平性及び公正性を保つことができないと認められるときは、入札を取りやめることができるものとする。

- 3 予定価格を入札前に公表する場合の入札回数は1回とし、予定価格を入札前に公表しない場合であって、予定価格を超えているときは、再度の入札を1回行うことができるものとする。

- 4 前項の再度の入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、最低制限価格を下回らない入札をしたものとする。ただし、入札が無効となった者は、同項の再度の入札に参加できないものとする。

(落札候補者の決定)

第10条 当該入札に最低制限価格を設けている場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、以下低い価格で入札した者を順に次順位候補者とする。

2 当該入札に最低制限価格を設けていない場合は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低価格を入札した者を落札候補者とし、以下低い価格で入札した者を順に次順位候補者とする。

3 入札執行者は、落札候補者及び次順位候補者が決定したときは、落札を保留し、落札候補者から順に入札参加資格の有無を確認するものとする。

4 落札候補者がいないときは、入札を不調とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定)

第11条 入札執行者は、開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者のうちからくじにより落札候補者を決定するものとする。

2 前項の規定は、次順位候補者の順位を直ちに決定する必要がある場合において準用する。

(制限付一般競争入札参加資格確認申請書の提出)

第12条 町長は、前2条の規定により落札候補者が決定したときは、当該候補者に対し、開札日から起算して3日以内(閉庁日を含まない。)に制限付一般競争入札参加資格確認申請書(別記第2号様式。以下「申請書」という。)を財政課に提出するよう指示するものとする。

2 町長は、落札候補者が提出期限までに申請書を提出しないときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に申請書の提出を指示するものとする。

(落札候補者の資格確認)

第13条 町長は、落札候補者から申請書の提出があったときは、当該候補者の第3条に規定する入札参加資格の有無について確認するものとする。

2 前項の規定により当該候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、町長は、速やかにその旨を当該候補者に通知するとともに、次順位候補者に申請書の提出を指示するものとする。

3 前項の規定により入札参加資格を有しない旨の通知を受けた候補者は、通知を受けた日から起算して3日以内(閉庁日を含まない。)に町長に書面をもって理由の説明を求めることができるものとし、町長は、書面を受理した日から起算して3日以内(閉庁日を含まない。)に書面をもって回答するものとする。

4 前3項の規定は、前条第2項の規定により次順位候補者に申請書の提出を指示した場合において準用する。

(落札決定)

第14条 前条第1項の規定により当該候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。この場合におい

て、その他の候補者の資格確認は行わないものとする。

- 2 町長は、前項の規定により落札者が決定したときは、当該落札者に対し速やかにその旨を通知するとともに、契約に必要な手続について指示するものとする。

(入札結果の公表)

- 第15条 入札結果については、落札者が決定した後、速やかに公表するものとする。

(低入札価格調査等)

- 第16条 低入札価格調査制度の対象となる工事等において、調査基準価格を下回る価格で入札があった場合の落札者又は落札候補者の決定については、芝山町低入札価格調査制度実施要領（令和3年芝山町告示第46号）の定めるところにより、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

(総合評価落札方式)

- 第17条 総合評価落札方式により実施する入札の執行方法は、芝山町総合評価落札方式実施要領（令和3年告示第45号）に定めるところによるもののほか、本要領に定めるところにより、実施するものとする。ただし、入札公告で別に定めた場合はこの限りでない。

(その他)

- 第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第93号)

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和7年告示第85号)

この告示は、令和7年11月1日から施行する。